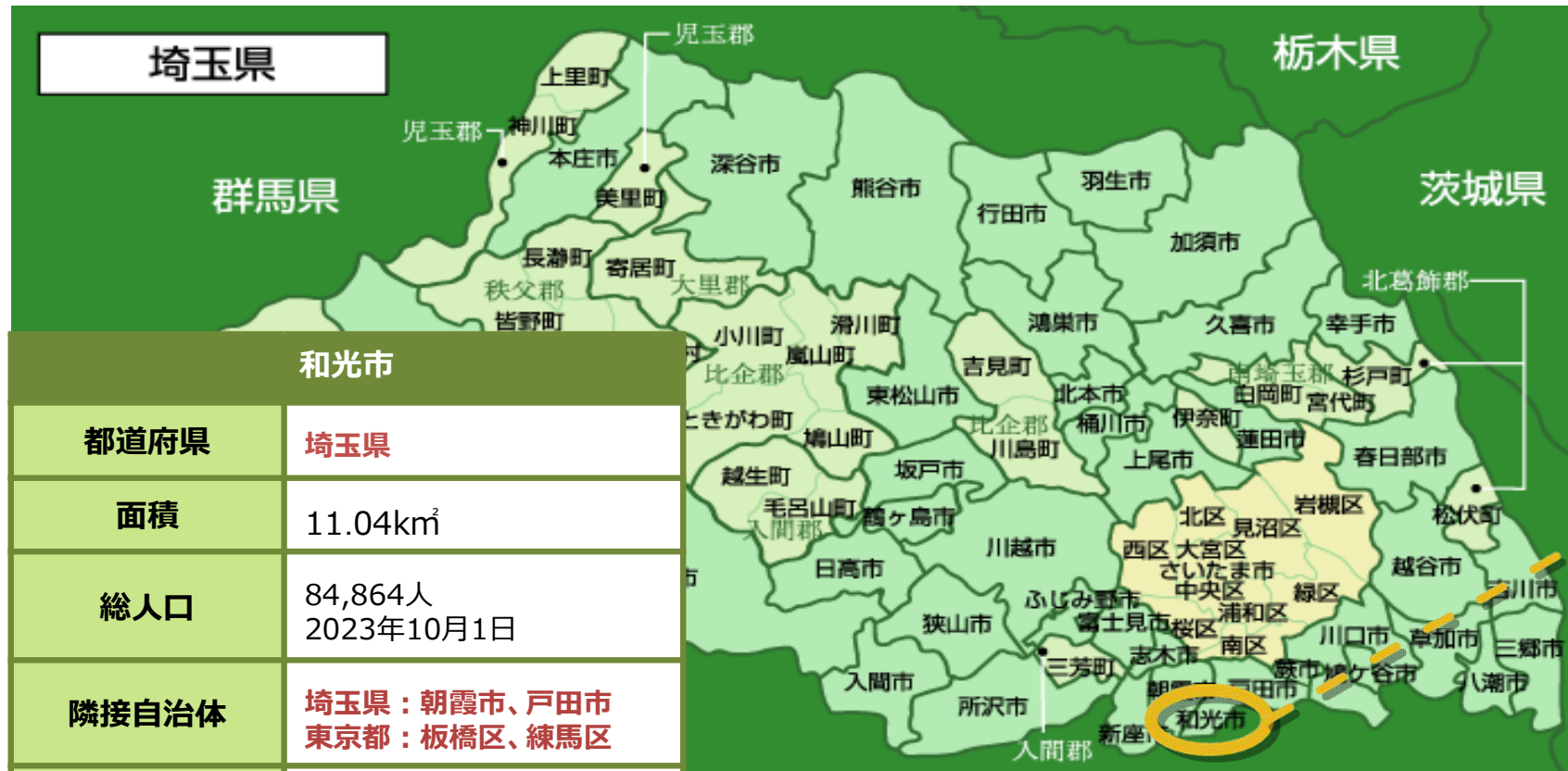


和光市の医療的ケア児の現状

・

令和 5 年度 市の取組

和光市とは？①



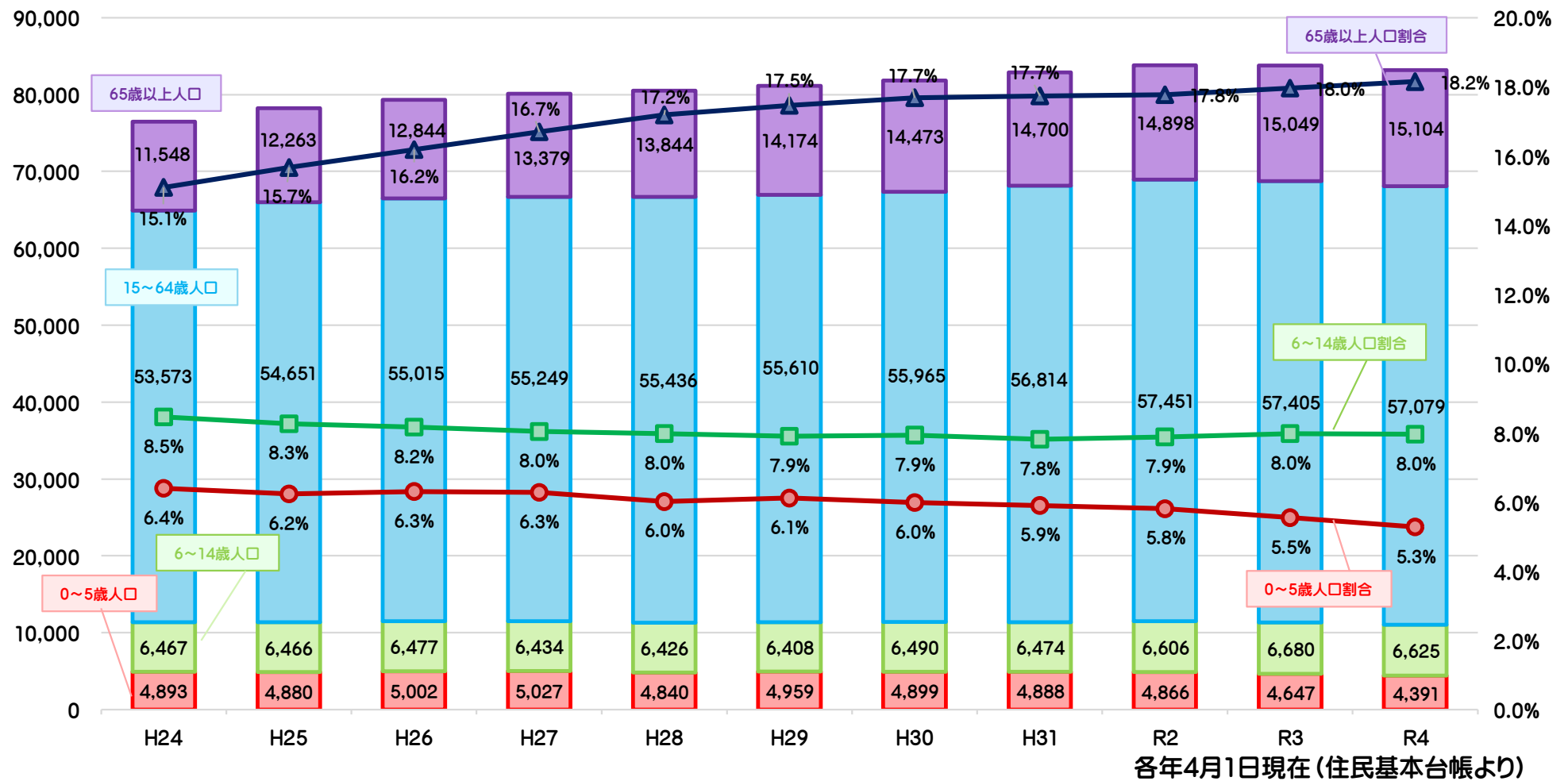
和光市

(15歳未満) 子どもの人口割合：12.9%（2023年3月31日）
 (65歳以上) 高齢者の人口割合：18.2%（2023年3月31日）
 和光市の平均年齢 42.2歳（2023年3月31日現在）

※全国値（'23.3.1）
11.5%
29.0%

和光市とは？②

和光市の人口推移（平成24年～令和4年度）



和光市とは？③

【アクセスのしやすいまち】

主要道路 外環道路・笹目通りが縦断・川越街道が横断
電車 東武東上線・有楽町線・副都心線

【国の機関・研究機関の充実したまち】

- ・保健医療科学院 ・司法研修所・裁判員研修所
- ・税務大学・理化学研究所 ・本田技研工業和光本社

【医療機関の充実】

- ・埼玉病院 475床
 - ・地域医療支援病院・循環器病基幹施設
 - ・地域がん診療拠点病院・災害拠点病院
 - ・地域周産期母子医療センター

【武蔵野のおもかげを残すまち】

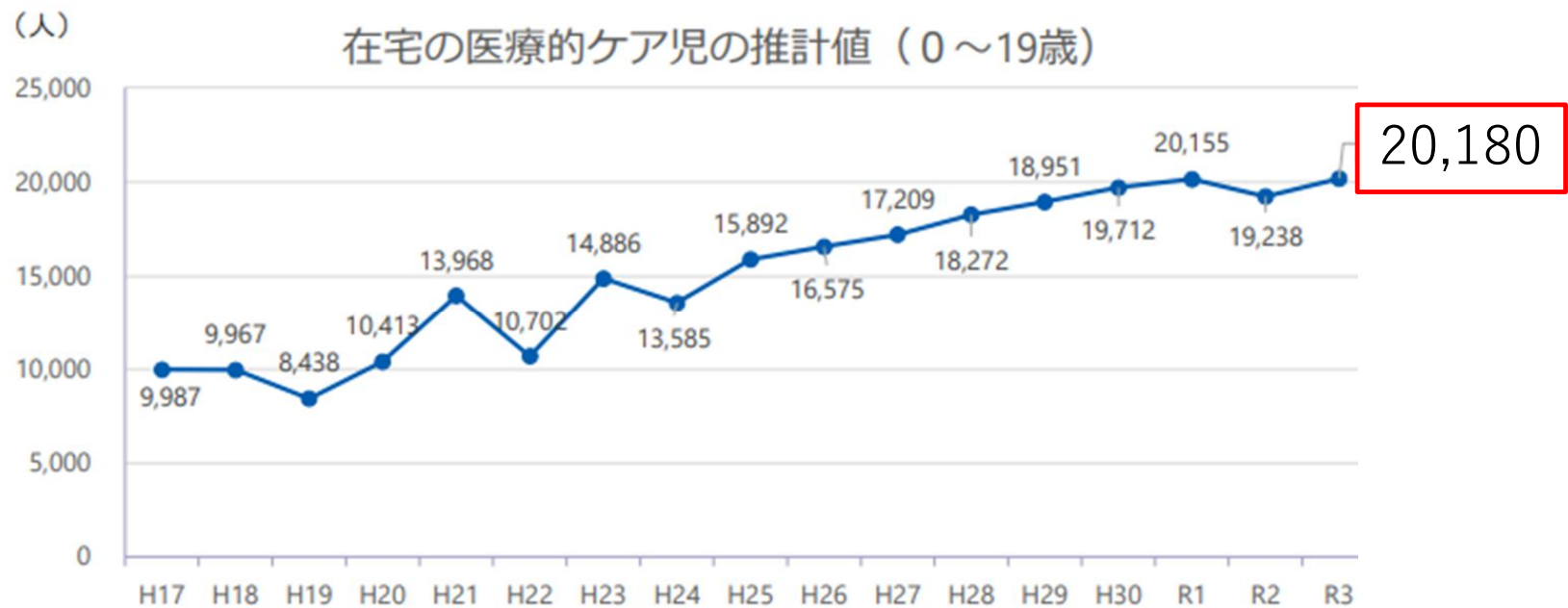
県営和光樹林公園 新倉ふるさと民間園 長照寺の大イチョウ



医療的ケア児とは①

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人〈推計〉



医療的ケア児とは②

【医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律】

(令和3年6月18日公布・同年9月18日施行)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引 **その他の医療行為** をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。



その他の医療行為とは

- ・ 気管切開の管理・鼻咽頭エアウェイの管理
- ・ 酸素療法・ネブライザーの管理・経管栄養
- ・ 中心静脈カテーテルの管理・皮下注射
- ・ 血糖測定・継続的な透析・導尿 等

和光市の医療的ケア児①

【和光市の医療的ケア児の人数】（R6.5.10現在）

0 ～ 5 歳 1 1 名

6 ～ 1 7 歳 1 2 名（現在市で把握できている児は中学生まで）

※年齢は年度年齢

合計 2 3 名



和光市の医療的ケア児②

【医療的ケア児が受けている主なケア種別】

経管栄養、気管切開部の管理、喀痰吸引、酸素療法
人工呼吸器、排便管理、皮下注射、血糖測定

人工呼吸器、気管切開部の管理、
喀痰吸引、経過栄養、排便管理
等、複数のケアが必要なお子さん
がいる

和光市の医療的ケア児③

【主な通所先】（R6.4.1現在）

6～ 17歳	学校 和光特別支援学校、和光南特別支援学校、和光市立小学校 放課後等デイサービス 和光市児童発達支援センターやまぼうし
0～ 5歳	幼稚園・認定こども園・保育所等 受入れなし（令和7年度からみなみ保育園で1～2名受入れ開始予定） 児童発達支援施設 和光市児童発達支援センターやまぼうし みつばすみれ学園（志木市） 元気キッズチルズ（朝霞市）、元気キッズユニ（新座市） ゆきちゃんの家（戸田市）

【主な受診医療機関】

- ・ 埼玉病院（市内）
- ・ 埼玉県立小児医療センター（さいたま市）
- ・ 埼玉医科大学総合医療センター（川越市）
- ・ 慶應義塾大学病院（新宿区）
- ・ 心身障害児総合医療療育センター（板橋区）

複数の医療機関に受診する
お子さんが多い



令和5年度 市の取組①

【医療的ケア児の台帳整理】

医療的ケア児の情報を子ども家庭支援課に集約し、情報を管理

【家族が集まる会を実施】

事業内容 北子育て世代包括支援センターへ家族が集まり、講師の話を聞いたり
保護者同士が交流する

実 績	令和5年	6月	3家族
		10月	2家族

令和5年度 市の取組②

【埼玉県在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業への参画】

- 事業内容** 在宅の重症心身障害児が身近な地域でサービスが受けられるようサービス報酬等に対する上乗せ補助により受入れ施設を支援
- 要綱制定** 令和6年2月
- 事業開始** 令和6年4月

【日常生活用具の給付の種目の拡大】

- 事業内容** 障害福祉サービスの日常生活用具の給付の種目に以下を追加
○人工呼吸器の自家発電機（カーインバーター含む）
○人工呼吸器のポータブル電源（蓄電池）
- 要綱制定** 令和6年2月
- 事業開始** 令和6年3月



【避難行動に関する対応】

- 事業内容** 小児慢性特定疾病受給者のうち、避難行動要支援者未申請者に対して申請書を送付
- 送付件数** 56件
- 実績** 避難行動要支援者登録 12件、個別計画作成 1件

令和 5 年度 市の取組③

【市内保育園での受入れ準備】

他自治体の保育実施状況の調査・視察

みなみ保育園で医療的ケア児を受け入れるための調整

→令和 7 年度 1 ～ 2 名受入れに向け現在ガイドライン・要綱作成中、
看護師確保に向け調整中

【和光市立小学校での受入れ準備】

他自治体の受入れに関する調査・看護師確保に関する調査
要綱作成

保護者・主治医との調整（緊急時の対応等）

→令和 6 年度ガイドライン作成中、看護師確保に向け調整中

【その他】

個別相談、家庭訪問、カンファレンスへの参加